

社会保険に加入中の「垣老」の人・もうすぐ「垣老」の人へ ～「資格情報のお知らせ」を大切に保管してください～

市では、71歳から74歳までの、医療費の一部負担割合が2割の人に、医療費を助成する「垣老」を実施しています。

社会保険に加入している人は、「垣老」の受給者証の新規交付や更新の手続きの際に、保険資格が確認できるものと、一部負担割合を確認できる「高齢受給者証」が必要です。

ご加入の健康保険の取り扱いにより、「高齢受給者証」が発行されていない場合は、代わりに「資格情報のお知らせ」で負担割合の確認ができますので、社会保険に加入している70歳から74歳の方は、届いたら大切に保管するようお願いします。

なお、今後「垣老」の対象となる人の受給者証の新規交付の案内は、71歳になる誕生月に、市から郵送します。

詳しくは、国保医療課 福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140) へ。

子どもの居場所づくりを 実施する団体を支援します

子どもたちの健全育成と安心して過ごせる居場所づくりを支援するため、市内で次の事業を実施する団体に補助金を交付します。

申請方法など詳しくは、市HPをご覧ください。子育て支援課 (☎47-7064) へ。



市HP

	子どもの居場所づくり事業補助金	
	①事業補助金	②備品購入補助金
対象	・自治会などの地域団体、NPO法人などの市民活動団体 ・法人等定款・会則などを有する団体 など	
対象事業	市内において支援を必要とする子どものほか広く子どもたちに対し、子ども食堂や学習、遊びなどの機会や体験を提供する事業	
対象経費	子どもの居場所の運営に係る経費	子どもの居場所の開設および運営に必要な備品の購入に係る経費 ※「①事業補助金」の交付を受けていることが条件
補助率	10分の10	
限度額	実施回数に1万円を乗じた金額 (年間上限20万円)	10万円 ※交付回数は1回限り

取得設備の固定資産税を 最大5年間軽減

中小企業の設備投資の支援措置として、償却資産に係る固定資産税を軽減する特例措置を実施しています。

申請方法など詳しくは、市HPをご覧ください。産業振興室 (☎47-8609) へ。

▶**特例措置**／対象設備に係る固定資産税を、下表のとおり、賃上げ率に応じて軽減する ※都市計画税は除く

区分	軽減期間	課税標準額
1.5%以上の賃上げ表明あり	3年間	1/2に軽減
3%以上の賃上げ表明あり	5年間	1/4に軽減

▶**対象事業者**／中小企業者（資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主など）で、先端設備等導入計画と投資計画を策定し、市の認定（労働生産性3%以上向上など市計画に合致）を受けた者 ※大企業の子会社を除く

▶**対象設備**／令和9年3月31日までに取得する、生産、販売活動などの用に直接供される設備であって、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された右表の設備
※中古資産は除く

設備等区分	最低取得価格
機械装置	160万円以上
測定工具・検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

自家用車から公共交通へ乗り換えませんか？ 運転免許証自主返納者などを支援

公共交通機関の利用促進および円滑な移行を支援するため、運転免許証自主返納者または失効者（有効期限の切れた人）に対し、市内路線バス、タクシー、地域鉄道いずれかの乗車券などを贈呈します。

▶**対象**／運転免許証を自主返納または令和8年4月1日以降に失効し、申請時に市内に住民登録のある人

▶**申請期限**／自主返納または失効した日から起算して1年以内

▶**内容**／市内路線バス、タクシー、養老鉄道、樽見鉄道（シルバー会員対象）いずれかの乗車券など（5,000円程度）を贈呈

▶**申請先**／交通政策課、各地域事務所・支所、市民サービスセンター
※交通政策課のみ即日交付、その他は後日郵送（2週間程度）

▶**申請方法**／交通政策課などで配布の申請書（市HPからダウンロード可）に本人確認書類の写しと、自主返納者は「申請による運転免許の取消通知書」、失効者は「失効した（有効期限の切れた）運転免許証」の写しをそれぞれ添えて、直接または郵送で同課（〒503-8601 丸の内2-29）へ
※代理申請の場合は委任状が必要

▶**備考**／「申請による運転免許の取消通知書」は、免許返納時に大垣・養老警察署または、西濃運転者講習センター（☎91-6301）で交付されます。

▶**問合せ**／交通政策課 (☎47-7386) へ



市HP

浄化槽の設置に補助

着工前に
必ず申請を

水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。

なお、補助金を申請する前に補助金事前確認書、工事を着工する前に補助金申請書を市に提出する必要がありますので、ご注意ください。詳しくは、環境政策課 (☎47-8638) へ。

▶**対象浄化槽**／50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの

▶**対象地区**／大垣地域と墨俣地域は下水道事業計画区域外等の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区

▶**対象建物**／設置後の維持管理責任が明確な家屋 ※合併処理浄化槽の更新（入れ替え）などの場合や建売住宅・アパート・店舗・事務所などの浄化槽工事は補助対象外

▶**補助限度額**／右表のとおり

※現在、単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用しており、同一敷地内で合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費として、単独処理浄化槽から転換する場合は15万円を上限に、汲み取り便槽から転換する場合は12万円を上限に加算し、宅内配管工事費は33万円を上限に加算（建替・増改築を除く）

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	93万9,000円
21～30人槽	147万2,000円
31～50人槽	203万7,000円

浄化槽などの取り壊し時の注意事項

①浄化槽や、し尿汲み取り便槽を取り壊す前に、市の許可業者（市HPに記載）に依頼し、必ず最終清掃を行ってください

②取り壊しを行う業者は、必ず最終清掃が完了してから作業を進めてください

③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理（法定検査、保守点検、清掃）を行ってください

※最終清掃を行わずに浄化槽や、し尿汲み取り便槽を取り壊すと、法律で罰せられる場合があります。また、浄化槽の使用を一時的に休止する場合も、休止前に清掃が必要です



市HP